マイナンバーに関するお知らせ

従業員の皆さまへ

マイナンバー制度が開始します

マイナンバーは、今年（平成２７年）１０月５日以降に、マイナンバーが記載された通知カードが、市区町村から、住民票の住所に世帯主宛に簡易書留で郵送されます。来年（平成２８年）１月から社会保障や税の分野での利用が始まります。

これに関連して、お願いと注意事項をお知らせいたします。

注意事項

- 住民票の住所とお住まいの住所が一致していない場合は、今年の10月5日までに一致させてください。

- 皆さまやご家族の通知カードは、捨てたり、なくしたりしないようにしっかりと保管してください。

次頁以降に、内閣府資料（抜粋）でマイナンバー制度概略をお知らせします。

マイナンバー

社会保障・税番号制度

が始まります！

愛称：マイナちゃん

入門編

平成２７年　内閣府

マイナンバーとは・・・

平成２７年１０月から、日本国内の全住民に通知される、一人ひとり異なる１２桁の番号のこと

その使い道は・・・

マイナンバーが必要な場面とは・・・

平成２８年1月以降、住民の皆さんの
年金、医療、介護、生活保護、児童手当などの
→社会保障関係の手続

税務署等に提出する書類への記載など
→税務関係の手続

被災者生活再建支援金の支給など
→災害対策に関する手続

役所関係の事務で必要となる大切なものです。

☆覚えておきたい４つのこと☆

1つ目　住所確認！！

現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、通知カードを確実に受け取ることができない可能性があります。

原則として、マイナンバーは
住民票に記載された世帯ごとに
お送りします。

☆覚えておきたい４つのこと☆

2つ目

マイナンバーは１０月以降

簡易書留で届きます

➡ 簡易書留の中身を確認しましょう！

以下の3つ、入っていますか？

大切な書類です。まちがって捨てないでね！

- ☑ マイナンバーの「通知カード」
- ☑ 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ☑ マイナンバーについての説明書類

☆覚えておきたい４つのこと☆

3つ目　申請しよう！個人番号カード

申請方法①

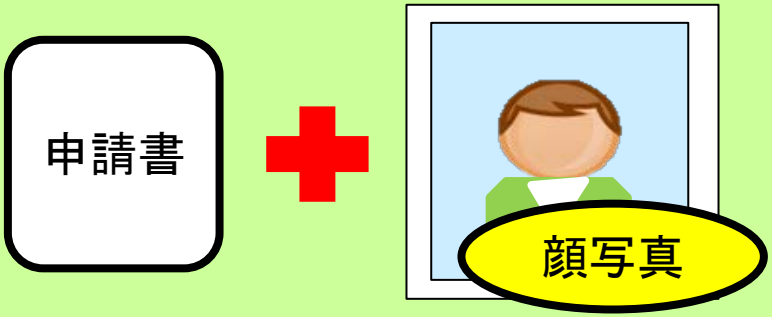

①個人番号カードの申請書に、
②署名又は記名押印をし、
③顔写真を貼付の上、**返信用封筒**に入れ、郵便ポストへ！

申請方法②

郵送も面倒・・・
そんな方は！！

スマートフォンで顔写真を撮影
➡**オンライン**申請も可能！

☆覚えておきたい４つのこと☆

４つ目　個人番号カード受取

平成28年1月以降、ご本人が市町村の窓口で受け取れます。

受取の際、
①大切に保管していた「通知カード」
②申請後に届く「交付通知書（はがき）」
③運転免許証などの「本人確認書類」
をお持ちください。
※住基カードをお持ちの方は、返却が必要です。

無料です！

個人番号カードとは・・・

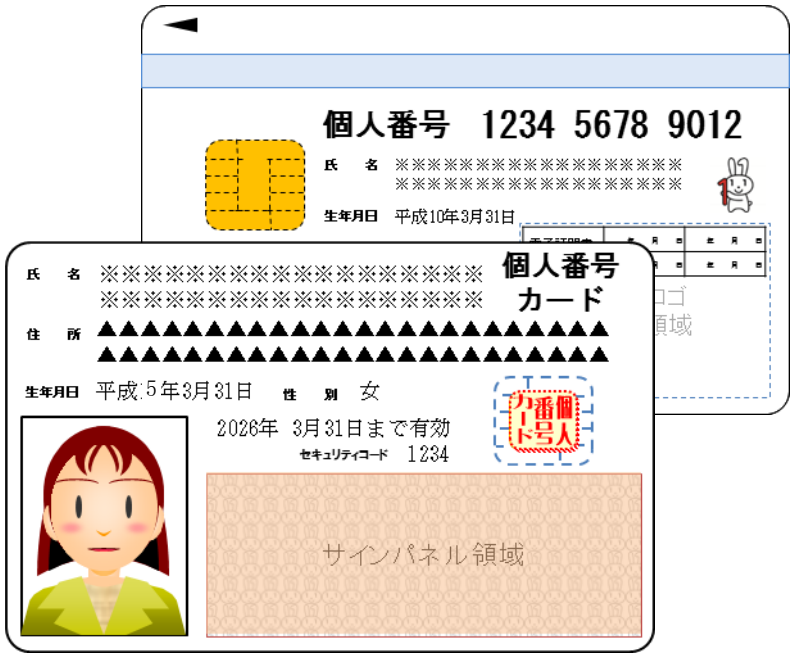

表面に
氏名、住所、生年月日、性別、顔写真
裏面に
マイナンバー等が記載され
ＩＣチップが搭載された
プラスチックのカードです！

個人番号カードは、
・自分のマイナンバーを記載した書面を提出する場面
・さまざまな本人確認の場面
で利用することができるカードです。

ちなみに、マイナンバーを記載した書類を提出する際、通知カードだけでは本人確認は完了しません。

法律による本人確認の義務

本人の身元確認

運転免許証

or

パスポート

等

＋

本人の番号確認

通知カード

or

住民票の写し
（番号付き）

等

個人番号カードを取得すれば、
マイナンバーを提供するときに、
複数の書類の用意は不要です。

マイナンバーの利用や提供は、皆さん一人ひとりに関係します。

例えば、マイナンバーは、

- **年金、健康保険、介護保険、雇用保険、労災保険、生活保護、公営住宅への入居申請その他社会保障制度**
- **税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等**
- **日本学生支援機構への奨学金の申請**

等に関する手続に利用します。

役所の社会保障や税の担当者以外にも、

- **お勤め先、アルバイト先**
- **口座を開設している証券会社、契約している生命保険会社　等**

から、社会保障や税の手続のために聞かれた場合には、マイナンバーを通知する必要があります。

※税務署等に提出する書類に支払先のマイナンバーを記載する必要があります。

知らない会社から、電話でマイナンバーを聞かれることはないよ！
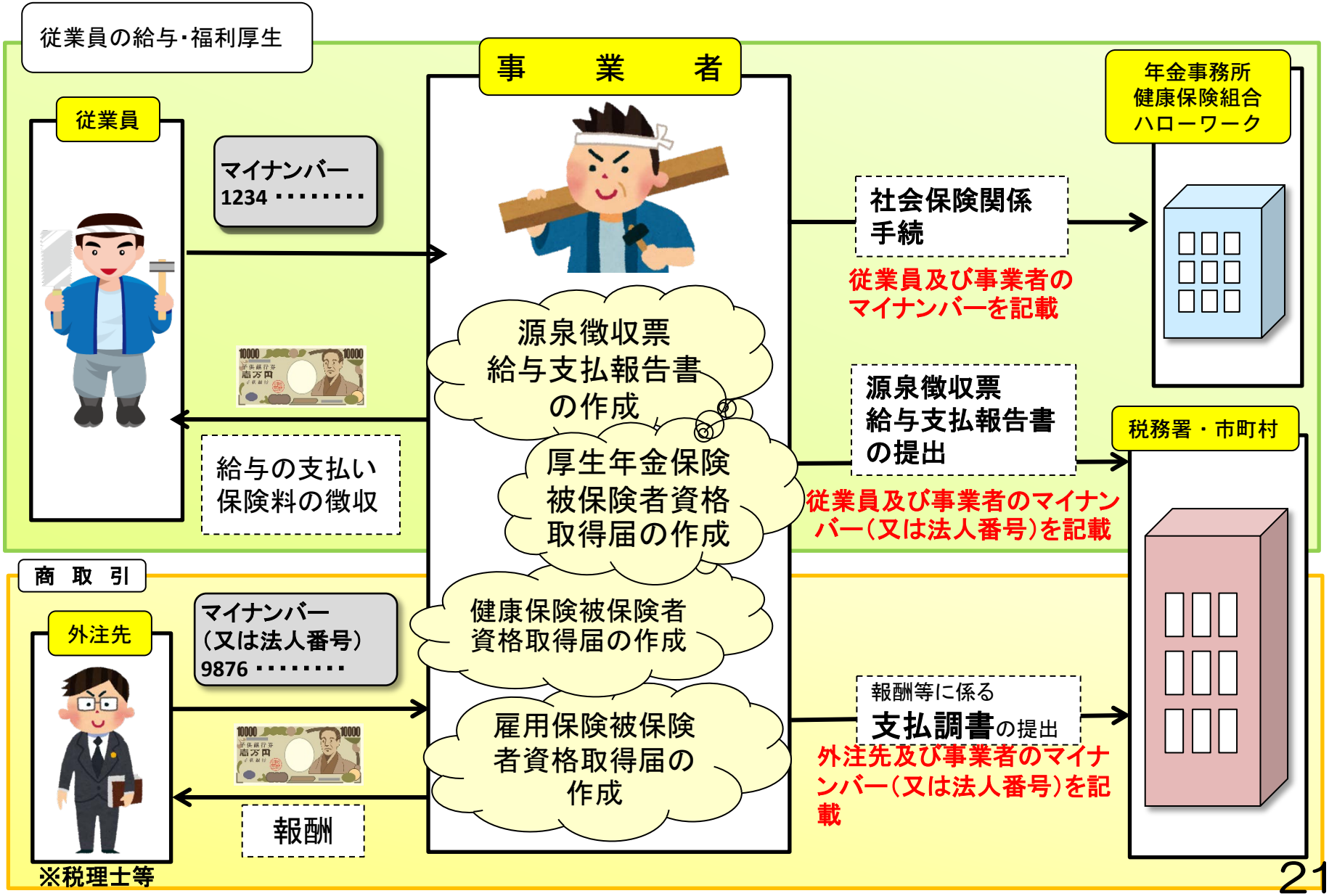
マイナンバーはこんな時に使います